

美里町物品購入等一般競争入札（事後審査型）実施要綱

（令和 7 年 3 月 3 1 日決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、町が発注する物品の購入及び売払い、印刷製本及び製造の請負、委託（設計、調査、測量及び土木施設維持管理に係る業務委託を除く。以下同じ。）並びに物件の賃借等（以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札（以下「物品一般競争入札」という。）の実施について、美里町契約規則（平成 9 年規則第 5 号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（入札方式）

第 2 条 物品一般競争入札は、美里町が行う入札等に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとし、入札参加審査等を落札候補者決定後に行う事後審査型（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）とするものとする。

（対象案件）

第 3 条 物品一般競争入札の対象とする案件は、町長が適当と認めた物品購入等とする。

（入札参加者の資格）

第 4 条 物品一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 美里町契約規則（平成 9 年規則第 5 号）第 1 7 条の規定により美里町の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (4) 美里町物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (5) 公告日から落札決定の日までの期間に、美里町建設工事等の契約に関する指名停止等措置要綱（平成 2 2 年告示 7 0 号）に準じ指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定の日までの期間に、美里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 1 8 年告示第 8 2 号）に基づく指名除外措置を受けていない者で

あること。

(7) 公告日から落札決定の日までに期間に、国又は地方公共団体から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、町長が特に入札に参加させることが適当と認める者であること。

(8) 電子入札システムで利用する電子証明書を取得し、利用者登録が完了している者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 入札対象物品購入等に対応する業種

(2) 資格者名簿に登録されている営業所の所在地

(3) 入札対象物品購入等と同種又は類似する物品購入等で一定の基準を満たすものの受注及び履行実績

(4) その他必要と認める事項

第5条 町長は、美里町工事等業者指名委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札公告の方法等)

第6条 令第167条の6第1項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、電子入札システム及び美里町ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して行うものとする。

(入札参加の申込み)

第7条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(仕様書等の閲覧等)

第8条 仕様書等は、電子入札システムにより、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の閲覧に供するほか、申出のあった入札参加者に対し、期間を定めて貸与することができるものとする。

2 入札参加者は、仕様書等の内容に関して質疑があるときは、入札公告において指定する質疑期間内に、電子入札システムにより町長に質問することができる。

3 町長は、前項の規定による質問があったときは、入札公告において指定する回答期間内に、当該質問に対する回答を電子入札システムに掲載し入札参加者の閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札の執行)

第10条 入札は、入札公告等で指示した日時及び方法等に従い、電子入札システムにより行う。

2 入札公告で指示がある場合を除き、入札参加者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次に掲げる場合に、入札参加者の数が1者になった場合はこの限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。

(再度入札)

第11条 初度入札において落札候補者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(不落時の取扱い)

第12条 再度入札によっても、入札をした者(以下「落札候補者」という。)がいない場合は、日時を改めて公告し、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約によることができるものとする。

2 前項ただし書の規定による随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加したのものとする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。

(落札決定の保留)

第13条 町長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、開札の執行から第15条第2項の規定により落札を決定できるまでの間、落札の決定を保留するものとする。

(入札参加資格審査書類の提出等)

第14条 町長は、開札の執行後、速やかに落札候補者に対して入札参加資格の審査を行うために必要な書類(以下「資格審査書類」という。)の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた落札候補者は、当該求めを受けた日の翌日から起算して原則として2日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始(以下「休日」という。))以内に資格審査書類を提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限までに資格審査書類を提出しないとき又は入札参加資格審査に係る町長の求めに応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。この場合において、町長は、当該落札候補者以外

の者で前条の規定により落札候補者となるべきものを新たに落札候補者とし、資格審査書類の提出を求めるものとする。

(入札参加資格審査等)

第15条 町長は、前条の規定により落札候補者から資格審査書類が提出されたときは、当該提出された日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に、当該資格審査書類により落札候補者の入札参加資格を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、当該落札候補者を落札者として落札を決定するものとする。

3 町長は、第1項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者のした入札を無効とするものとする。この場合において、町長は、当該落札候補者以外の者で第13条の規定により落札候補者となるべきものを新たに落札候補者とし、落札を決定できるまで前条及びこの条の規定による入札参加資格審査等の手続きを行うものとする。

(入札の延期等)

第16条 町長は、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止並びに取消しをすることができる。

(入札結果の公表)

第17条 町長は、落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を、電子入札システムにおいて閲覧に供するものとする。

(異議の申し立て)

第18条 入札参加者は、この要綱、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日以降に公告を行うものから適用する。